

## ケア労働者の持続的賃金改善を求める意見書

今日、最低賃金の引上げや企業における基本給引上げなど賃上げが進むなか、福祉・介護職員においては令和6年6月に「福祉・介護職員等処遇改善加算」が創設され対策が講じられた。しかしながら、依然として、医療・福祉・介護分野の職員と他職種との賃金格差は拡大している状況にあり、医療・福祉・介護という社会インフラ・社会資源への影響が懸念される。

賃金格差の要因として、医療・福祉・介護分野の職員の賃金は、国が定める公定価格による報酬で決まるため、国において必要な財源措置が図られない限り、物価高騰に伴う物件費や人件費等のコスト上昇が賃金に反映されない仕組みとなっていることが大きく影響している。

よって、国におかれては、医療・福祉・介護分野における物価高騰・他職種の賃金上昇等を踏まえた報酬単価、処遇改善につなげる加算の引上げ等を行い人材確保のための財政措置を講じられることを強く要望する。

なお、国が財政措置を講じられる際は、国民の負担増につながるものがないよう併せて要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣  
厚生労働大臣

提出日：令和7年6月27日

提出者：八幡市議会議員 鷹野雅生

賛成者：八幡市議会議員 澤村純子 奥村順一 叶 善之  
田邊晴美 小川直人 山本邦夫

議決結果：令和7年6月27日原案可決